

第 1 章 改定に当たっての考え方

第 1 節 計画の基本的事項

- 1 食品安全条例と推進計画との関係**
食品安全条例第 7 条に基づき策定
- 2 計画の基本的視点**
食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、諸課題を解決
- 3 計画の構成**
 - (1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系（基本施策）
 - (2) 重点的に取り組むべき施策（重点施策）
 - (3) 推進計画の実施に向けた考え方
- 4 計画期間**
オリンピック・パラリンピックの開催を見据え平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間

第 2 節 課題と対応の方向性

- 計画の基本的視点に対応した 3 点を「施策の柱」に位置付け課題を整理

施策の柱 1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

- (課題) 食中毒（ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌）等の発生
海外の安全基準に対応した衛生管理システムの普及
- (対応) 事業者による自主的衛生管理の推進
- ・都独自の認証制度の普及
 - ・HACCP システムの普及

施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- (課題) 食品流通のグローバル化の進展
食品表示法の施行など新たな食品表示制度
- (対応) 海外を含めた情報の収集・分析・評価
新たな食品表示制度の普及や体制の整備

施策の柱 3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

- (課題) 食品中の放射性物質モニタリング検査結果の周知
都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり
食物アレルギーのリスクの低減
- (対応) 食品安全情報の世界への発信
都民・事業者・行政の意見交換の場の充実
総合的な食物アレルギー対策

第 2 章 食品の安全確保のための施策

第 1 節 施策の体系化

- 推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化
- 「施策の柱 1」、「施策の柱 2」、「施策の柱 3」に基礎研究や人材育成など施策の土台となる取組を「施策の基盤」として、位置づけ

第 2 節 基本施策

- 都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46 施策）について、「施策の柱」、「施策の基盤」ごとに一覧としてとりまとめ

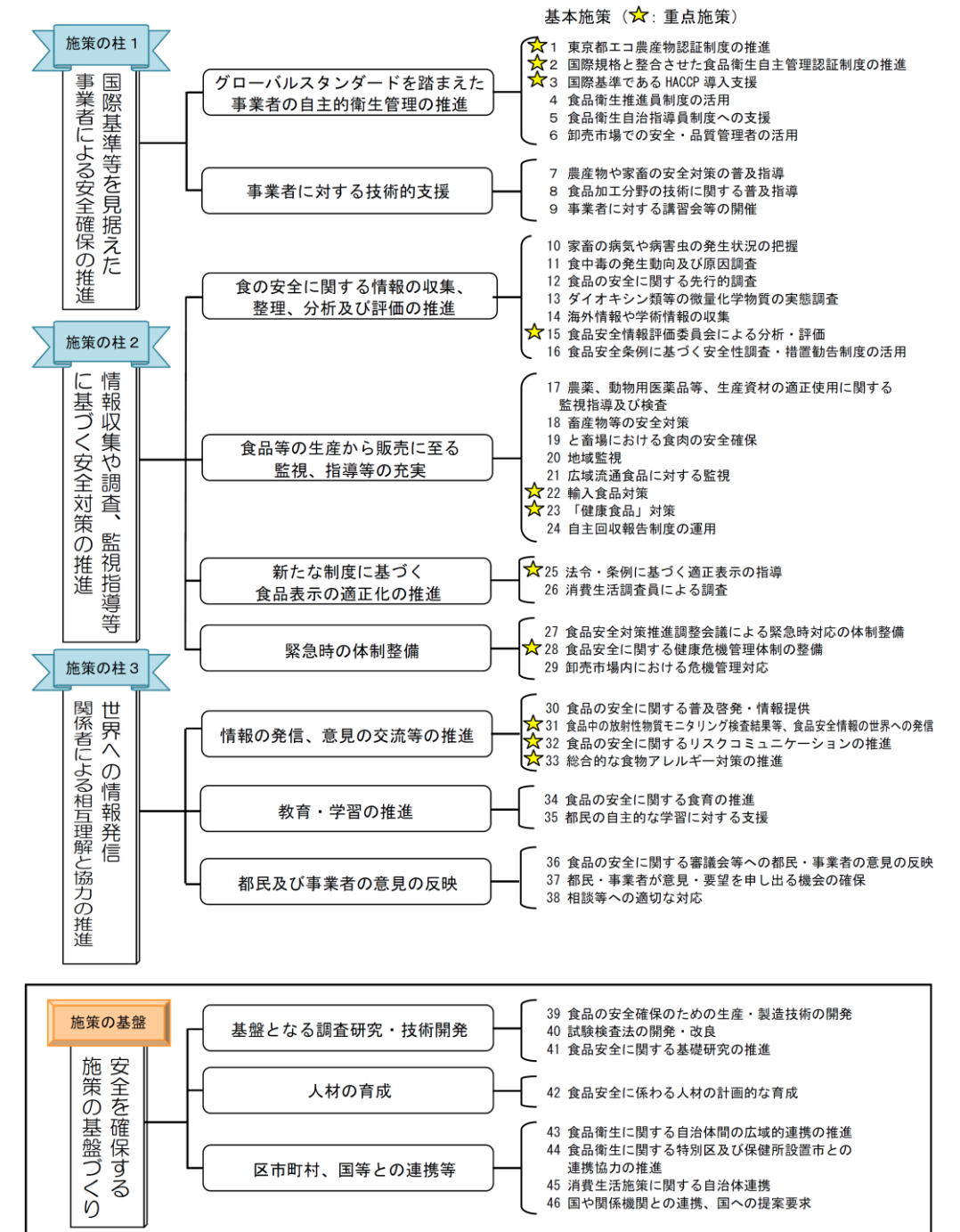
第 3 節 重点施策

- 課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策を基本施策から選定

重点施策選定の視点

- 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進

都における食品安全確保施策の総合的な体系



第 3 章 推進計画の実施に向けた考え方

第 1 節 施策の推進体制

- 関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進
- 各種審議会等の意見や提言を活用し、施策を推進

第 2 節 推進計画の実施と見直し

- 重点施策を中心に進ちよく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を実施
⇒ 進ちよく状況を年度毎に食品安全審議会へ報告、中間時期に広く都民に公表
- 新たなリスクの顕在化等、状況の変化が大きい場合は必要に応じて計画の見直しを検討